



## ひとり親家庭等医療費助成制度について

玉東町では、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成しています。（平成19年4月より、父子家庭も対象）

### ○助成を受けることができる人

玉東町に居住し、かつ住民登録がされており、国民健康保険・社会保険各法の加入者で、次のいずれかに該当される方。

- ・ひとり親家庭の父または母
- ・配偶者がなく、20歳未満の子どもを扶養していること
- ・ひとり親家庭の児童
- ・児童が18歳の年度末まで
- ・父 母 の な い 児 童
- ・児童が18歳の年度末まで

※児童扶養手当に準じた所得制限がありますので、所得状況により助成が受けられない場合があります。

※受給資格の有効期限は1年間となっています。毎年8月が更新時期になります。

※子ども医療費助成制度を優先して助成をします。

### ○助成対象範囲

入院・通院費にかかる一部負担金（健康保険のきかない費用や入院時の食事代は対象外）の3分の2の額を助成。

診療を受けたら、医療機関で一度医療費を支払います。その後、申請書と領収証を町に提出していただくと、指定の口座に保険適用分の費用の3分の2の額を後日振込みます。

○申請の期間 診療月から1年以内

○支給の時期 申請月の翌月10日に指定の口座へ振り込み

○申請の仕方 申請書 は1回の提出ごとに1枚記入  
領収証 は保険点数などの記載があるもの〔レシート形式は不可〕

※ かならず 申請書 に 領収証 を添えて、提出をしてください。

○申請書の提出先 役場町民福祉課

※ 提出の際は、印鑑をご持参ください。

お問い合わせ：

役場 町民福祉課

（Tel. 85-3183）

